

埴口陵決定勘註

ル 3
3010



埴口信

埴口信 埴口信 埴口信 埴口信 埴口信

飯量青尊の所は予大和國高郡北紀内村あり

字と三ノ山とありは予ササ山北界杯と河津と

よき方とあり予二支許り予高松支許河津住所

あり園と河津あり予西而と神と祭とあり天

和のあり神と祭とあり予法とあり後

予とあり神と祭とあり予法とあり後



4-6-8
塔

込114

ル 3
3010



埴口陵

埴口陵ハ元治九年十月、修陵ニ依テ大和
北花内村字三歳山ニ於テ定セラル



飯豊青尊の清陵ナリ大和國高野北花内村ニあり
字を三歳山^{サンサイ}トスルハミサトサイハ此畧稱ニテ清陵ト
シテモトクニ^ニ丈許^メナリ百餘丈許^ニ清社所
ナリ園^ノ清社所^ノ方^カ西面ニ壇^ノ築^キタルヲ天
和ノ^ニ年^ニ辨^{ベシ}社村^ノハ幡宮^トスル^レ陵^ノ引^リ後^ニ
社^ノ主^ノ家^ト建^テタル^ニ御^ノ陵^ト甚^ク壞^レタル^ニ今^ノ



ル 3
3010

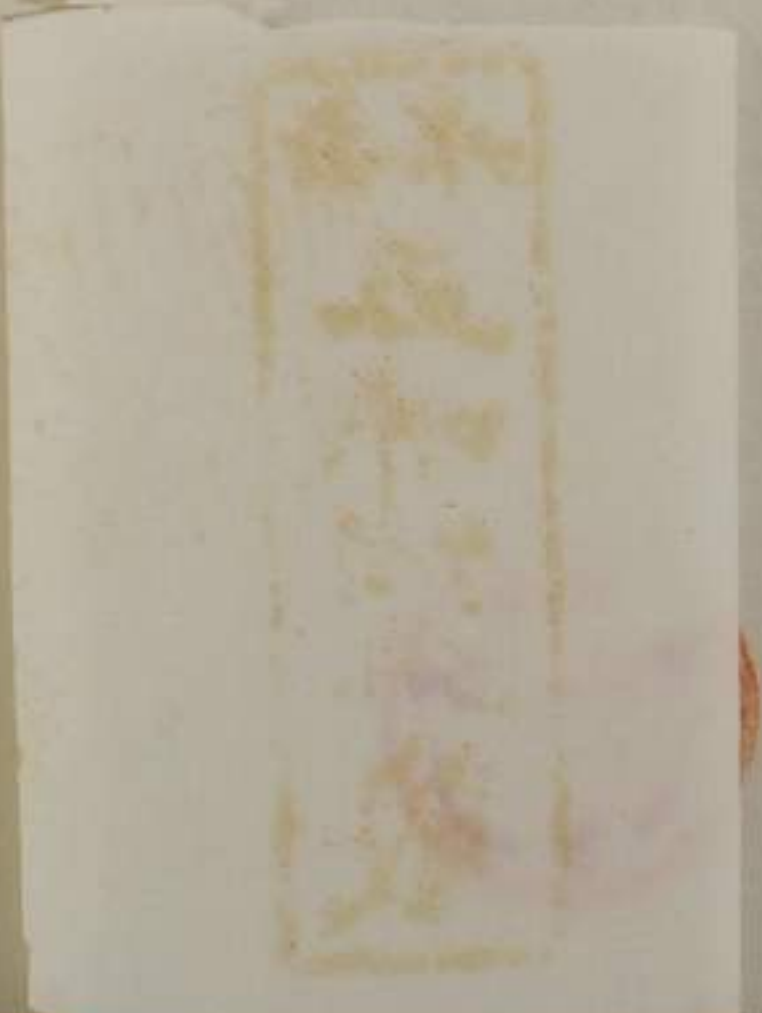


埴口陵

埴口陵ハ元治九年十月、修陵ニ依テ大和國為下郡
北社内村字三歳山ニ於テ定セラル

去五味均平蔵

飯量青尊の御陵あり大和國高郡北社内村あり
字を三歳山と云ふはミササキ山也畧稱して御陵と
云ふも亦一と云ふニ丈許あり高臺丈許御社所
在る園々御所あり方々西南ニ壇ヲ築きたるを天
和のころ辨庄村なるハ幡宮と云ふ 陵より後
社主の家と建たりて御陵と云ふは壞ちしか今



其形いへば掘られたり四周に堀の形を掘り
りし日本紀の冬十月

飯豊天皇尊崩葬^{ハニクチ}萬城埴口^{ハニクチ}延喜式埴墓

飯豊天皇尊崩葬大和國高市郡北城東西一町守戸

三烟とて杖乘略記

飯豊天皇甲子歲之冬十月

天皇春秋四十五崩葬于大和國高市郡埴口^{ハニクチ}

御陵なり延喜式に埴口を葬られ日本紀に

埴口延陵と記されし例より今も埴口延陵と記ぬ

この御陵なりは埴口と稱しを埴口埴内と轉

又訛り今ハナウチに村名あり埴口延陵も

稱せはは埴口なり小丘を據りて御陵を造らむの

とて大和志に埴口墓在北花内村天和中桑山

氏毀墓建八幡神社に記せむ外御陵の事をつ

なりてふこの

姫尊の濟事と延喜式より

飯豊の女と載られしもの日本紀よ

飯豊古尊と記し日本紀神代紀の注よ古尊崩書し

陵と書しられし水鏡よと廿四代

飯豊天皇より甲子の年二月此より位よつせりし

御年四十五と云ふも其年十月よりせりし

天皇不載諸皇と云但和銅五年上奏日本紀載之仍

註傳之をもとて説よヨリモトツ據根よフ今ハ帝陵の列フ舉

せりしなり

Handwritten text in a cursive script, possibly a letter or a page from a manuscript. The text is written vertically and is difficult to decipher due to the cursive style and fading. It appears to be a single column of text.

一、墳墓の位置の決定
文政二年の八月、下野守藤原良房は長岡郡に於て、
古墳の調査を命ぜりし、其の結果を報告す。其の
中、古墳の位置を決定し、其の調査の結果を報告す。
其の結果、古墳の位置を決定し、其の調査の結果を報告す。
其の結果、古墳の位置を決定し、其の調査の結果を報告す。

墳口丘陵の決定及び取扱方調査書



一 埴口丘陵の決定

文久二年閏八月八日下野國宇都宮藩主戸田忠恕が歴代山陵の湮滅
荒廢せるを歎き幕府に建議してその興復の必要なる所以を述ぶる
や同月十四日幕府は忠恕を芙蓉間に召し出して「山陵御締向御普
請等之御用」を命じ同時に宇都宮藩の家老にして忠恕の一族たる
戸田和三郎に事重大なるを以て忠恕を扶けて専らこのことに當る
べき旨を以てす。而してこは兼て孝明天皇親念の存する所にして
幕府は忠恕の建言を機會として大に朝廷尊崇の實を擧げんとせし
なれば直ちにその次第を奏聞する所ありて朝廷にては十月十日正
親町三條實愛に十四日には野宮定功柳原光愛に尋て中山忠能萬里
小路博房にも皆同じく山陵御用掛を命じ給へり。既にして幕府は
戸田和三郎をして上京せしむる所あり朝廷更にこれに山陵奉行を

命じ給へり。乃ち忠能卿記に曰く

二十日(月十一)戸田越前守御用掛於關東被甲付爲名代家族兼家老

戸田和三郎上京候間自禁裏右御用掛武家之奉行和三郎へ被仰

付候儀内願二十一日(月十)

國々山陵荒廢ニ及多年假慮不安ニ付御修復之儀被仰立候處

去後八月遵奉御修復戸田越前守へ被甲付之旨言上有之御滿

足思召候右御請之上ハ不經年序速成就有之度被思召候頃日

越前守家族戸田和三郎上京之旨被聞食候ニ付於官家夫々御

用掛被仰付候然上ハ武邊之方奉行無之候テハ御不都合之儀

ニ被思召幸越前守家族ノ儀ニモ候へハ右戸田和三郎へ奉行

被仰付候

右之趣一紙ヲ以明日自武傳和三郎へ可被甲傳又一橋巳下關老

へモ以一封可被申達尤所司代へモ心得ニ可被申達殿下坊城へ
被示

地下有志之徒語合仕様伺出之儀等可取掛由於忠能亭明日和三

郎へ可甲付由伺定

翌二十二日右之文書は戸田和三郎に手交せらる。かくして同月二十九日和三郎は諸大夫格仰付られ尋て翌文久三年正月十九日諸大夫仰付られ二百人扶持を賜ひ二十一日には従五位下ニ敘し大和守に任せられしが神武天皇畝傍山東北陵修補のこと先づ着手せらるることとなりて二月二十四日徳大寺實則はその起工奉告の勅使として差遣せられたり。工事は愈々五月着手せられ十二月に至りて竣工しければその月八日柳原光愛勅使としてその奉告祭を行へり。而してこれより歴代帝陵は相尋きて修補工事の著手を見るに至り

しがこれより先き戸田山陵奉行は起工奉告の勅使發遣につきて建
白する所ありて山陵毎に勅使發遣の儀を略して山和國は神武天皇
陵より山城國は天智天皇陵より河内國は應神天皇陵より和泉國は
仁德天皇陵より攝津國は繼體天皇陵より各その國內の山陵を遙拜
して起工のことを奉告せられんことを以てせり。先きにいふ二月
十四日畝傍山東北陵奉幣の儀は恐らく右建白の結果行はれたるも
のにして當時相尋ぎて起工せんとし大和國內の山陵への奉告は建
白の趣旨によりこの東北陵より行はれたるなるべし。たゞ憾むら
くはこの奉幣使派遣に關する記録充分ならずしてその奉告に預り
給へる山陵の名稱の明ならざることを。従つて飯豐天皇埴口丘陵
起工奉告の有無につきてもたゞこれを想像に委するの外道なし。
但し同陵の工事が元治元年十月より慶應元年二月に亘りその工事

請負人は治兵衛用次郎の一人にして工事費四百七拾兩餘を要した
ることは戸田家書類これを明示せり。

翌慶應元年三月十一日畝傍山東北陵に例幣使の發遣あるや當時既に
竣功せる山陵へは勅旨によりて引續き巡檢使を派遣せられしが
就中大和河内和泉攝津の諸陵へは廣橋胤保勅使となり戸田山陵奉
行若江諸陵頭以下之に従ひ各陵に銀十枚を幣帛料として獻し給へ
り。今廣橋胤保の日記を見るに曰く

四日(三) 來十一日 神武帝奉幣使參向之砌和州諸山陵御修

補出來分可巡檢去廿九日被仰出幣料廿五ヶ所御料銀十枚宛可

被宛行武傳用意宣旨被示可被廻甲入

即ちこれによれば今度御修補竣功の各陵に勅命によりて遣使のこ
とありたるは頗る明瞭なる事實にして當時巡檢の模様は胤保の日

記等に詳なり。而して飯豊天皇墳口丘陵の巡檢は正しくこの時に
行はれたり。乃ち同日記に曰く

十二日(三月)辰下刻戸田來旅館從是參向飯豊帝御陵云々予引

續參向途中高田村休息經新龍王川

飯豊帝

御廻有堀

是迄凡四里余

其後御所村旅館休息

慶應元年三月十二日勅使廣橋胤保の墳口丘陵に參向せる事實をこ
れによりて知るべし。而してこの勅使の御差遣はさきに天皇の御
委任によりて戸田山陵奉行の調査^修補せる所を御認めありてこれ
を御嘉納ありたる結果に外ならず。されば是歲十二月山陵百餘ヶ
所の工事が全部その竣功を見るに及み二十七日戸田忠恕に對し左
の如き賞詞を賜へり。曰く

戸田越前守

山陵御修補之修幕府ヨリ一切委任候處同姓大和守並家來共爲
致上京五畿内丹州多年荒蕪頽破殆可及廢絶百有餘所之山陵不
失古制不謬眞偽亦下民無流亡移轉等ノ艱苦御修補速ニ卒業幕
府誠忠之道相顯候ハ勿論當御宇ニ至リ天祖以來連綿タル皇統
顯然御遵奉之道相立數千年之廢蕪一時ニ御發興御追孝莫大之
御懿徳林々相輝積年之報念一旦ニ被爲遂候段畢竟忠孝之道深
致研窮官武之御爲厚心得候ヨリ之儀ト報感不斜御満足思召候
因之被宸賞先祖忠次エ贈從四位下宣下越越守へ新卷御劍一振
賜之候家來之者共別紙之通被下候事。別紙略之
以て報感の鮮少ならざりしことを知るべく山陵奉行戸田忠至に對
しても同日同趣旨の賞詞ありて并置の御馬を賜ひ尋て翌年三月廿

一日忠至は本家の俸祿一万石を分ちて諸侯に列せらるゝに至れり。山陵修補始末の大要それ斯の如く特に埴口丘陵の決定につきてこれ以上史料の徴すべきものなきを憾む。然れども政治思想の未だ發達^せざる當時のことなればその形式上に不備の點あるはまた已むを得ざる所にして特に埴口丘陵の決定につきて勅裁を仰ぎたる事實なしとするも既に神武天皇陵以下山陵の修補が天皇の敕念に出て幕府はその御旨を奉じてこれを戸田忠恕に委任し忠至は更に忠恕の代理として朝廷の山陵奉行となり而してその計畫遂行せる所は勅使の差遣によりて天皇これを認め給ひ且敕感のありたることを知らば埴口丘陵は明にこれを勅裁を経たるの山陵なりと斷定し奉らざるべからざるなり。

二 埴口丘陵の取扱方

以上述べ來れる如く山陵修補のこと終りたる後戸田忠至は慶應三年十月その竣功せる山城國御陵圖一帖を圖畫せしめ之に正偽考證書二卷を附して明治天皇の敕覽に供へしがこの正偽考證之書はこれ等山陵の決定を見るにいたれる山陵奉行所調査の公文書にして大和河内和泉攝津丹波所在の山陵につきてこの山陵圖と形式紙質裝幀等を同じくし只僅に新古の別を認め得る山陵圖一帖は前述正偽考證書と同一形式に成れる考證文二卷と共に宮内省圖書寮に現存す。而してこは悉く孝明天皇の敕覽ありたる所にしてこの考證も亦山陵奉行所調査の公文書たるなり。乃ちこの書によれば埴口丘陵は完くこれを帝陵の列に加へ奉りたるものにして明治時代に入るもこの決定の趣旨は其のまゝ繼承せられて何等の變化あ

るなくして現今に及べり。
されば明治以後に於ける埴口陵の御取扱に關する大要の事實を摘
記せんに先づその帝陵としての御取扱を見るべき最も著明なるも
のは明治三年二月六日に發布せられたる歴代皇靈正辰祭に關する
規定これなり。曰く

御歴代皇靈御正辰御祭典治定ニ付本日仲哀天皇御正辰御祭典
執行

但御歴代之外春日宮御宇天皇岡宮御宇天皇崇道盡敬皇帝崇
道天皇ハ不奉御玉串神功皇后ハ雖御歴代之外奉御玉串

以下
略之

(祭典錄)

乃ちこれによれば神殿に於ける歴代皇靈の正辰祭施行に關する規
定は茲に初めて定められしなるが右にいふ御歴代天皇の意は同年

同月十二日神祇官より宮内省に宛て、廻附せる諸陵御祭日録と題
せる公文に明にして飯豊天皇は正しくこの内に列舉せられたり。
明治四年の祭祀録所收の皇靈御祭日なる書類は各月に別ちて歴代
天皇の祭日を掲げ附録として神功皇后と追尊天皇の祭日を列舉せ
しが飯豊天皇は歴代天皇中に收め奉れり。尋て明治六年三月除刑
罰坊間日の司法省布達によりて定めらるゝやその除刑日として列
舉せられたる一項に皇靈御式年祭を加へて他の祝祭日と共に刑罰
坊間の執行を止めしが右式年祭に關して明治八年三月九日司法大
少丞より式部寮宛照會し三月二十日付式部頭坊城俊政より回答せ
る所の公文書にも飯豊天皇はこれを歴代中に列ね神功皇后は朱書
して一般歴代と區別し追尊天皇式年祭はすべてこれを除刑日に加

明治八年帝室例規類纂所收歷世天皇御崩日及諸陵御在所調書にも飯豐天皇を歷世に加へ奉れり。またこれより先き明治五年十一月九日太陰曆廢止のこと發布せられ太陽曆を頒布せらるゝや歷代天皇の例祭は曆日に掲載せらるゝことゝなりしが飯豐天皇例祭は明に掲載せられたり。

然るに明治十一年六月五日春秋二期皇靈祭の創始と共に神武天皇及以後桃園院天皇以後の天皇を除く外歷代天皇の式年祭及び例祭はすべてこれを廢止せられ皇室祭祀令の制定後もその實施を見るに至らずして大正元年に及びて埴口丘陵關係の祭祀は未だこれを行はせらるゝの機會なければ同山陵の御取扱につきて掲ぐべき近時の例證なきはまた止むを得ざる所なり。然れども幕末に於ける埴口丘陵の決定と明治以後に於ける歷代天

皇としての祭祀上の御取扱には何等の變化なしと云ふの外なく従つてその御墳塋たる埴口丘陵は今日尙依然として歷代天皇陵と同一の御取扱を受けさせらるゝものといふべきなり。

右飯豐天皇埴口丘陵之決定及び御取扱につき調査報告仕候也

大正九年四月十七日

宮内省御用掛 牧野純一

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY
540 EAST 57TH STREET
CHICAGO, ILL. 60637
U.S.A.

